

■給与支払報告書(個人別明細書)の書き方

③ 支払金額
令和6年中に支払った総額を記入してください。

給与所得控除後の金額(調整控除後)
給与所得控除後の給与等の金額を記入してください。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入してください。

所得控除の額の合計額
社会保険料・扶養控除等の各控除の合計が必ずこの欄の金額と一致するように注意してください。特に扶養控除の合計誤り、基礎控除の合算もれに注意してください。

源泉徴収税額
所得税及び復興特別所得税の合計金額を記入してください。
※年末調整した場合は税額の100円未満切捨て

⑧ 摘要
(イ) 普通徴収とする場合は、普通徴収への切替理由書の項目「普A～普F」を必ず記入してください。**(※記入がない場合は特別徴収の取扱いとなります。)**
(ロ) (源泉・特別)控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が扶養者と住所が違う場合は続柄・生年月日・住所も記入してください。

(ハ) 控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者がいる場合は、氏名と氏名後に(同配)と記入してください。また、扶養者と住所が違う場合は続柄・生年月日・住所も記入してください。
※甲府市市税条例に規定する個人均等割の税率の軽減のため、甲府市に提出する給与支払報告書には記入をお願いします。

(ニ) 同一生計配偶者及び扶養親族で、障害者控除の対象者がいる場合は
・普通障害:氏名と氏名後に(障)
・特別障害:氏名と氏名後に(特障)
と記入してください。

(ホ) 事業専従者給与の場合は、「青専」または「専」と記入してください。
(ヘ) 年末調整をした方の中で、他の支払者の分を合算している場合は、必ずその支払者の名称・所在地・給与支払額・社会保険料額・源泉徴収税額を記入してください。

(ト) 特別障害者又は年齢23歳未満の扶養親族を有していることで所得金額調整控除の適用がある場合は「扶養親族の氏名(調整)」と記入してください。
※ただし、扶養親族の氏名が「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は、記載を省略できます。

(チ) 退職手当等の支払を受ける配偶者・扶養親族がある場合は、氏名、配偶者が扶養親族か、生年月日、住所、障害か特別障害か(該当する場合)、国外居住であるか(該当する場合)、合計所得金額の見積額、寡婦又はひとり親に該当するか(退職手当の支払いを受ける方が扶養親族の場合)を記載し、氏名の前に「(退)」と記入してください。

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※	
支払を受ける者		住所		氏名		職名	
住所		甲府市丸の内1丁目18番1号 ハイツ甲府502号室		氏名		タナカ タロウ	
住所		氏名		田中 太郎			
種別		支払金額		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額	
給料・賞与		11,000,000		8,900,000		5,196,320	
源泉徴収税額						166,500	
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		障害者の数(本人を除く。)	
老人		380,000		特定 老人 その他		特別 その他	
有 従有		1 1 2 3		16歳未満扶養親族の数		非居住者である親族の数	
有 従有		1 1 1 1		1 1 1		1	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
(120,000)		120,000		50,000		150,000	
586,320							
(摘要)							
田中 富士子(母)昭和10年1月3日生 ○○市××町1番地 前職(有)甲斐 甲府市寿町1-1 (支)1,650,000円 (社)125,000円 (源)30,014円 (1)田中 長雄 (2)田中 長次(子)平成11年3月3日生 ◎◎県△△市□□2番地							
生命保険料の内訳		新生命保険料の内訳		旧生命保険料の内訳		介護医療保険料の内訳	
25,000		80,000		80,000		90,000	
						30,000	

① 住所
令和7年1月1日現在の住所を本人に確認の上、番地・方書まで詳細に記入してください。
※居住地と住民票の住所が違う場合は⑦摘要に住民票の住所を記入してください。

② 個人番号・氏名
(イ) 給与の支払を受ける方の個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。
(ロ) 氏名は正確に記入し、必ずフリガナをつけてください。
姓と名の間は、1文字空けてください。

⑤ 非居住者である親族の数
同一生計配偶者及び扶養親族のうち、非居住者(日本国内に住所を有しない者)がいる場合には、その人数を記入してください。

⑥ 社会保険料等の金額
給与から控除した社会保険料と国民健康保険料及び国民年金保険料等の合計金額を記入してください。小規模企業共済等掛金のある場合は、上段にカッコ書きで記入し、下段には小規模企業共済等掛金も含めた合計額を記入してください。

生命保険料・地震保険料の控除額
生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料分含む)の控除額を記入してください。

住宅借入金等特別控除の額
算出所得税額から控除する金額を記入してください。

⑦ 生命保険料の内訳
新・旧生命保険料/介護医療保険料/新・旧個人年金保険料について令和6年中の各保険料の支払金額を記入してください。

④ 控除対象扶養親族等及び16歳未満扶養親族

給与の支払いを受ける方の合計所得金額、および配偶者の合計所得金額によって配偶者(特別)控除の額が異なりますのでご注意ください。

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		
老人		380,000		特定 老人 その他			特別 その他		特別 その他		
有 従有		1 1 2 3		1 1 2		3		1 1 1		1	
有 従有		1 1 1 1		1 1 1		1		1 1 1		1	

(源泉)控除対象配偶者がいる場合は「有」欄に○印を記入してください。
また、70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の場合は、「老人」欄に○印を記入してください。

特定
特定扶養親族(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ)の人数を記入してください。

老人
内欄には、老人扶養親族(昭和30年1月1日以前生まれ)のうち、本人又は配偶者と同居の父母・祖父母の人数を記入してください。(この場合、老人扶養2人その内同居1人)

16歳未満
16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以降生まれ)の人数を記入してください。

その他
扶養親族(配偶者含む)のうち、普通障害者の人数を記入してください。

特別
扶養親族(配偶者を含む)のうち、特別障害者の人数を記入してください。特別障害者のうち、同居特別障害者にあたる方の人数を内欄に記入してください。(この場合、特別障害者1人その内同居特別障害者1人)

⑨住宅借入金等特別控除

(イ) 住宅借入金等特別控除適用数

年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときには、(7)摘要に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記入してください。

(ロ) 居住開始年月日

居住開始年月日は、和暦で年、月、日をつけて記入してください。

(ハ) 住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住...一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む)

認...認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増...特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

震...東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和3年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

また、当該住宅の取得や増改築等が「特定取得」に該当する場合に「(特)」、「特別特定取得」に該当する場合には「(特特)」と併記してください。
※その他の区分につきましては国税庁ホームページをご確認ください。

⑩(源泉・特別) 控除対象配偶者及び扶養親族

対象となる方の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。なお、対象者が**非居住者(日本国内に住所を有しない者)である場合には、その対象者の年齢に応じた必要書類(親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類等)**が確認できないと扶養親族として認められません。前記の書類が確認できた上で、**区分の欄に控除対象扶養親族の区分に応じて、「00」から「04」のいずれかを記入してください。**
※区分については「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き(国税庁)」をご確認ください。

住宅借入金等特別控除の適用数	1	居住開始年月日(1回目)	30	6	1	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)	住宅借入金等年末残高(1回目)	15,000,000	
住宅借入金等特別控除可能額	150,000	居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)		
(フリガナ) タナカ ハナコ	氏名	田中 花子	区分		配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	166,320	旧長期損害保険料の金額	20,000	
個人番号	1	2	3	1	2	3	基礎控除の額	所得金額調整控除額	150,000	
(フリガナ) タナカ サクラコ	氏名	田中 櫻子	区分		(フリガナ) タナカ カメオ	氏名	田中 亀雄	区分		
個人番号	1	0	2	0	3	0	4	0	5	
(フリガナ) タナカ ナデシコ	氏名	田中 撫子	区分	02	(フリガナ)	氏名		区分		
個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
(フリガナ) タナカ イチバン	氏名	田中 一番	区分		(フリガナ)	氏名		区分		
個人番号	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
(フリガナ) タナカ フジコ	氏名	田中 富士子	区分		(フリガナ)	氏名		区分		
個人番号	1	1	2	2	3	3	4	4	5	
控除対象扶養親族	1	2	3	4	16歳未満の扶養親族					
支払者	支払者	住所(居所)又は所在地	甲府市相生2-17-1		氏名又は名称	株式会社 ヤマナン		(電話)	055-237-5398	
中途就・退職	中途就・退職	就職	退職	年	月	日	元号	年	月	日
○		3	4	1			昭和	35	10	15

⑬本人が該当する事項
本人が該当する欄に○をつけてください。
※未成年者とは、平成19年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない方です。令和5年度からは1月1日時点で18歳または19歳の方は未成年者に該当しなくなりました。

⑭支払者の個人番号又は法人番号
支払をする方の個人番号又は法人番号を記入してください。
個人番号を記入する場合は、右詰で記入してください。

⑭中途就・退職
該当する欄に○印をつけ、その年月日を記入してください。同年中に就職し、退職した場合は、両方に○印をつけ、その年月日を二重書きしてください。

⑮生年月日
本人を特定するために必要です。必ず記入してください。
受給者の生年月日の元号を漢字(「大正」「昭和」「平成」「令和」)で記入してください。

⑪(イ) 配偶者の合計所得
配偶者の**合計所得**(令和6年分)を記入してください。
(例) パート収入 1,200,000円のみの場合
... 合計所得 650,000円

(ロ) 国民年金保険料等の金額
年末調整において社会保険料控除とした令和6年中の国民年金保険料等(※)の金額を記入してください。
※国民年金保険料等とは、国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金をいいます。

(ハ) 旧長期損害保険料の金額
令和6年中の保険料の支払金額を記入してください。

(ニ) 基礎控除の額
「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、記入する必要はありません。

(ホ) 所得金額調整控除額
適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記入してください。

⑫5人目以降の控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の個人番号
扶養親族等が5人以上いて、通常の枠内に記入できない場合には、5人目以降の氏名を⑦摘要に記入してください。
この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」又は「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。
また、下記に該当する場合は⑦摘要に次の内容を記入してください。
(1) 16歳未満の扶養親族の場合
氏名の後に「(年少)」と記入してください。
(2) 扶養親族等の住所が扶養者の住所と違う場合は、氏名の後に続柄・住所・生年月日も記入してください。

注意事項

- 退職者や給与の支払額が2,000万円を超える方など年末調整の必要がない方についても、給与支払報告書を提出してください。
- 提出後に訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し「訂正分」と朱書きのうえ、再提出してください。
- 印字する場合は、枠からずれないように注意してください。
- 給与支払報告書(個人別明細書)は2枚ではなく1枚のみ提出することになりました。

給与支払報告書(個人別明細書)は、総括表をつけて、1人につき1枚のみを**令和7年1月31日までに**市民税課に提出してください。